

物品の取得について

小学校，中学校及び特別支援学校の指導者用端末として，別記のとおり物品を取得する。よって，議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 3 9 年伊丹市条例第 1 2 号）第 3 条の規定により，議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 7 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

## 記

### 1 物品

品 名 i P a d O S 端 末 一 式

数 量 6 1 5 台

### 2 契約の方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の  
2第1項第8号の規定による随意契約

### 3 契約金額

金 3 0 , 4 4 2 , 5 0 0 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 2 , 7 6 7 ,  
5 0 0 円）

### 4 契約の相手方

住 所 大 阪 市 港 区 磯 路 2 丁 目 2 1 番 1 号

名 称 日 本 電 通 株 式 会 社

代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 戸 谷 典 嗣